

新規認証申請のご案内

これから認証工場を始めようとお考えの方へ
(分解整備のみ)



中国運輸局自動車技術安全部

〒730-8544

広島県広島市中区上八丁堀6番30号

電話 (082) 228-9142



(ホームページはこちら)



1. 認証制度について

- 自動車特定整備事業とは、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の『特定整備』を行うことができる事業です。
- 自動車の特定整備には、自動車の構造、装置に関する高度な知識並びに整備のための設備及び技術が必要です。この特定整備によって自動車の安全が確保され環境保全が保たれるものです。
- 自動車の特定整備を業とする者が、一定の基準に達することを制度的に確保する目的でこの自動車特定整備事業の認証制度が設けられています。
- このため自動車特定整備事業を経営するには、地方運輸局長の認証を受ける必要があります。

 中国運輸局長認証

普通自動車特定整備事業

小型二輪自動車

普通自動車(乗用) (分解整備(動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩急装置)電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

小型四輪自動車 (分解整備(動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩急装置)電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

軽自動車 (分解整備(動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩急装置)電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

 中国運輸局長認証

普通自動車特定整備事業

小型二輪自動車

普通自動車(乗用) (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

小型四輪自動車 (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

軽自動車 (分解整備、電子制御装置整備(自動運行装置を除く)に限る)

2. 特定整備について

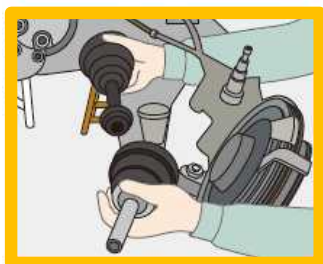
- 自動車特定整備事業は、『特定整備が他人の需要に応ずると自己の必要のためにすることを問わず、有償無償に係わらず、自動車の特定整備を継続的に、また、反復的に行うものをいう。』と定義づけられています。
- この『特定整備』とは、エンジンやブレーキなどを取り外して行う「分解整備」と、自動ブレーキなどに使用されるカメラやレーダーなどの調整や自動運行装置の整備を行う「電子制御装置整備」をいいます。

特定整備の代表例

1 ～ 6 分解整備

7 8 電子制御装置整備

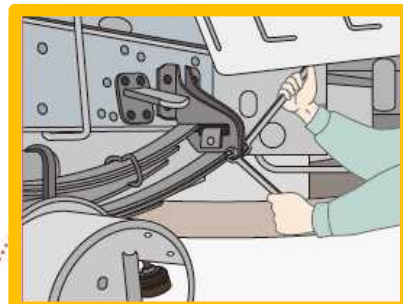
2 動力伝達装置
(ドライブシャフトなどの脱着)



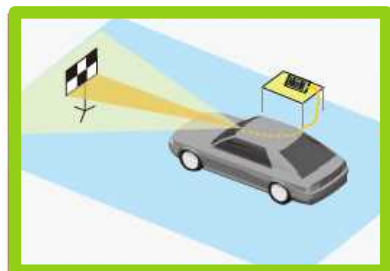
1 原動機 (エンジン脱着)



6 緩衝装置
(リーフスプリング脱着)



7 運行補助装置
(自動ブレーキ用カメラの調整など)



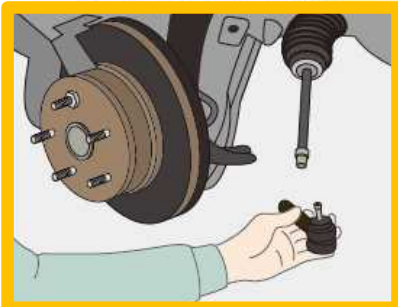
5 制動装置
(ブレーキパッドなどの交換)



3 走行装置 (ロアアーム脱着)



4 かじ取り装置
(タイロッドエンド脱着)



7 運行補助装置
(自動ブレーキ用のカメラなどが装着されている窓ガラス・バンパーなどの脱着)



8 自動運行装置

(レベル3以上の自動運転を行うための装置に係る整備・改造)

3. 認証基準の概要

自動車の特定整備事業を経営するには、自動車の特定整備の種類及び特定整備を行う事業場ごとに地方運輸局長の『認証』を受けなければなりません。

◆ 対象とする自動車の種類及び範囲

特定整備事業の種類	対象自動車	整備できる範囲
普通自動車	普通 (大型)	普通自動車であって ・車両総重量8トンの以上の自動車 ・最大積載量5トンの以上の自動車 ・乗車定員30人以上の自動車
	普通 (中型)	普通自動車であって ・車両総重量8トン未満の自動車 ・最大積載量2トンを超え5トン未満の自動車 ・乗車定員11人以上30人未満の自動車
	大型特殊	・大型特殊自動車
	普通 (小型)	普通自動車であって ・最大積載量2トン以下の自動車 ・乗車定員10人以下の自動車
	普通 (乗用)	普通自動車であって ・乗車定員10人以下の乗用車
小型自動車	小型 四輪	・小型四輪自動車
	小型 三輪	・小型三輪自動車
	小型 二輪	・小型二輪自動車
軽自動車	軽自動車	・軽自動車

(注) 対象自動車が小四のみの場合は、小型自動車の認証として取扱われます。

なお、整備の種類や装置の種類ごとに申請することも可能です。

- (1) 原動機
- (2) 動力伝達装置
- (3) 走行装置
- (4) 操縦装置
- (5) 制動装置
- (6) 緩衝装置
- (7) 連結装置
- (8) 電子制御装置整備

4. 認証の基準

主な基準としては、(1)人員 (2)工場面積 (3)作業機械等 (4)申請者が欠格条項に該当していない こととなっています。

(1) 人員に関する基準

◆ 整備主任者の届出

- 特定整備を行う事業場ごとに整備主任者を定め、届出することが必要です。
- 整備主任者には、一級又は二級の自動車整備士（原動機を対象とする場合は二級シャシを除く）の資格が必要です。

◆ 従業員の確保

- 整備主任者を含め特定整備に従事する従業員が2人以上必要です。

◆ 整備士の保有数

- 整備主任者を含めた特定整備に従事する人員のうち、次表の区分に応じた整備士（一級、二級または三級整備士）を保有していなければなりません。

自動車特定整備に従事する人 (整備主任者を含む)	整備士保有数
2人 ~ 4人	整備士1人以上
5人 ~ 8人	整備士2人以上
9人 ~ 12人	整備士3人以上

[ポイント]

自動車特定整備に従事する人数を4で除して得た数（1未満の端数があれば、これを1とする。）以上であることが必要となります。

（例）整備従事員5人 $\div$ 4=1.25 端数繰上げで整備士が**2人**必要です。

(2) 工場面積の基準

- 『車両整備作業場』『点検作業場』『部品整備作業場』の各作業場及び『車両置場』が必要となります。
- 対象とする自動車及び装置の種類により各作業場等の寸法及び面積が設定されています。【別表1 参照】
- 特に、屋内作業場を設置する際、次の事項について注意が必要です。

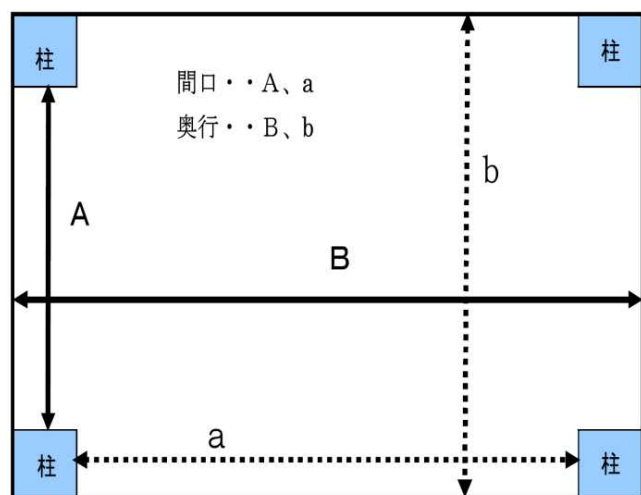
[ポイント]

- ◎各作業場の天井の高さは、リフトアップ作業等を行うのに十分な高さを有していること。
- ◎屋内作業場の床面は、平滑に舗装されていること。
- ◎屋内作業場及び車両置場は同一敷地内にあること。

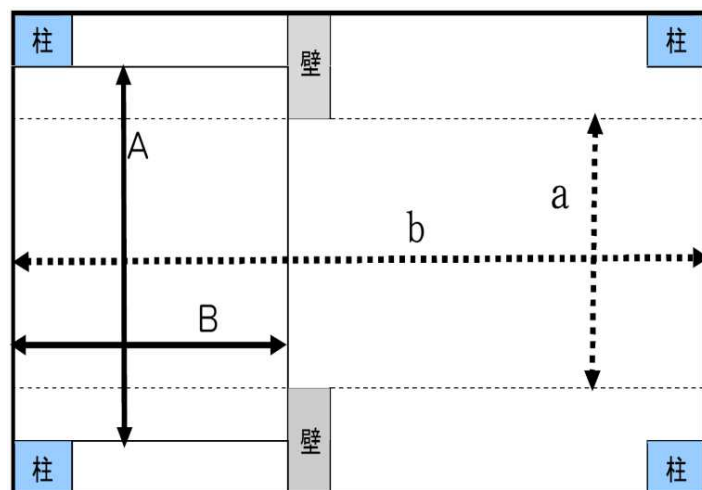
[ポイント]

- ◎屋内作業場の間口、奥行き寸法の取り方について
 - ・次の事例1、2のように柱間の内寸により規定寸法が必要です。
 - ・また、 $A \times B$ 又は $a \times b$ により作業場を確保することが可能です。

[例1]

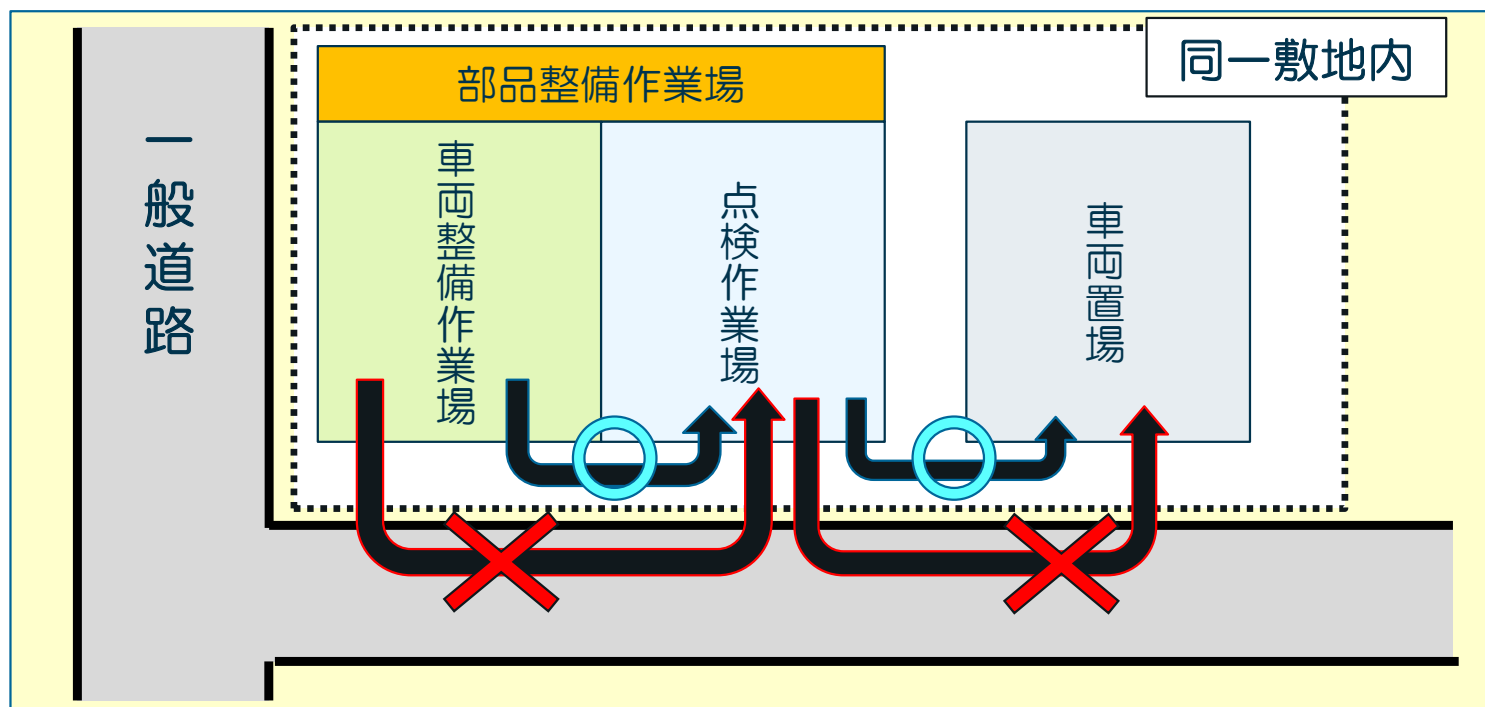


[例2]



[ポイント]

◎車両整備作業場、点検作業場及び車両置場の配置は同一敷地内にあることが必要です。それぞれに入場する際に一般道路を一旦通行しなければならないような配置ではいけません。



(3) 作業機械等に関する基準

- 対象の自動車、整備及び装置の種類により、それぞれに対応した点検装置や工具などの作業機械等を備えることが必要となります。【別表2参照】
- 作業機械等の能力は、対象とする自動車に対応できるものでなければなりません。【別表3参照】

(4) 申請者が適格か否か

申請者が次の事項に該当してはいけません。

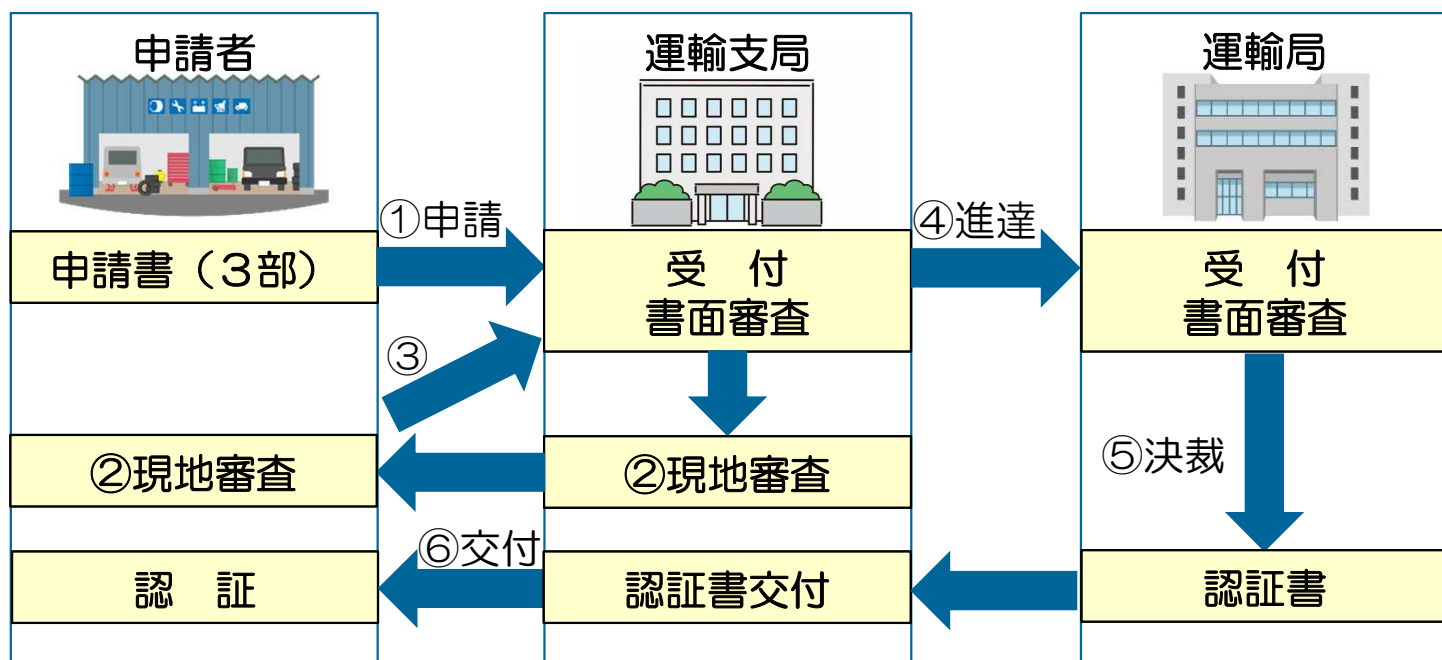
[道路運送車両法第80条第1項第2号]

(2) 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。

- イ 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ロ 第93条の規定による自動車特定整備事業の認証の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
(当該認証を取り消された者が法人である場合には、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所に関する第103条第2項の公示の日前60日以内に当該法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。二において同じ。)であった者で当該取消しの日から2年を経過しないものを含む。)
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人であって、その役員のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの

5. 認証の申請手順等

- 認証の申請書類は、管轄する運輸支局で受付します。申請書類等の審査、現地審査の後、運輸局へ進達し、その後、認証の決裁となります。申請に関する流れは概ね次のとおりです。



- 申請に関する提出書類は次のとおりです。

① 申請書等

- ・ 自動車特定整備事業の認証新規申請書（第1号様式）
- ・ 整備主任者の届出届（第4号様式）

② 添付資料等

- ・ その他必要と認める書面

③ 確認書面

- ・ 事業場の建築物の確認済証（写し）等
- ・ 事業場の土地及び建物の登記簿謄本等
- ・ 申請者の商業登記簿謄本等（*注1）
- ・ 申請者の住民票（*注2）

（*注1）法人の場合のみ必要

（*注2）個人の場合のみ必要

6. 関係法令の遵守

- 土地・建物を自動車修理工場として使用する場合には、建築基準法及び消防法その他関係法令により制限等の基準が定められていますので注意が必要です。
最寄りの関係行政機関へ相談するなどして下さい。

関 係 法 令

道路運送車両法その他

建築基準法 第6条等
建築主事の確認



消防法 第17条等
消防の用に供する設備



その他 関係法令

- ・ 農地法 ・ 都市計画法 ・ 工場立地法
- ・ 騒音規制法 ・ 振動規制法 ・ 水質汚染防止法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等

自動車特定整備事業に関する手続き一覧表

申請又は届出事項 提出又は添付書類等		新規認証	変更申請				変 更										事業の廃止
			対象とする自動車の種類	対象とする整備の種類	対象とする装置の種類	業務の範囲	事業者の氏名・名称	事業者の住所	事業場の所在地	事業場の名称	法人役員の氏名	作業場の間口・奥行・面積	事業の相続	事業を合併又は分割	事業の譲渡	整備主任者の氏名等	
申請書等	2部	自動車特定整備事業の認証新規申請書（第1号様式）	○														
		自動車特定整備事業の変更（届出・申請）書（第2号様式）		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		
		自動車特定整備事業の廃止届出書（第3号様式）															○
	1部	整備主任者（選任・変更）の届出書（第4号様式）	○					○	○	○	○			○	○	○	○
	2部	役員の変更届出書（第5号様式）						※			△			※	※		
添付資料等	1部	届出等の義務者であることが判る書面											○	○	○		
		その他必要と認める書面	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
確認書面		事業場の建築確認等	○	※	※	※			※			※					
		事業場の不動産登記簿謄本等	○	※	※	※			※			※					
		住民票又は商業登記簿謄本	○				※	※					○	○	○		
		戸籍謄本											○				
		自動運行装置の技術情報（点検及び整備に必要な機器の保有等を含む。）を入手できる体制が確認できる書面	※	※	※	※											
認証書（第6号様式）の返付				○	○	○	○	○		○	○			○	○	○	○

(注) 1. ○：必要とするもの。 △：法人の場合のみ必要なもの。 ※：場合によっては必要なもの。

2. 様式のサイズはA列4番とする。

申請書は中国運輸局ホームページからダウンロードできます

<https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/gian/jigyuu.html>

認証新規申請書（第1号様式）



(EXCEL版)



(PDF版)

変更(届出・申請)書（第2号様式）



(EXCEL版)



(PDF版)

整備主任者(選任・変更)届出書



(EXCEL版)



(PDF版)

役員の変更届出書



(EXCEL版)



(PDF版)

別表 1

事業 の 種類	特定整備の種類			屋内作業場の規模の基準					電子制御装置点検整備 作業場の基準(括弧 内は屋内規模の基準)		車両置場の 規模の基準	
	対象とする 自動車の種類	対象とする 整備の 種類	対象とする 装置の種類	車両整備作業場		部品整備 作業場	点検作業場					
				間口	奥行		間口	奥行	間口	奥行		
普 通 自 動 車 特 定 整 備 事 業	普通(大) 普通自動車(車両 総重量が8トン以上 のもの、最大積 載量が5トン以上 のもの又は乗車定 員が30人以上のもの に限る。)	分解整備	原動機	5 _{メートル} 以上	13 _{メートル} 以上	12平方 _{メートル} 以上	5 _{メートル} 以上	13 _{メートル} 以上			3.5 _{メートル} 以上	11 _{メートル} 以上
			動力伝達 装 置	5 _{メートル} 以上	12 _{メートル} 以上	7平方 _{メートル} 以上	5 _{メートル} 以上	12 _{メートル} 以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
		連結装置	3.5 _{メートル} 以上	12.5 _{メートル} 以上	7平方 _{メートル} 以上	3.5 _{メートル} 以上	12.5 _{メートル} 以上					
		電子制御 装置整備	運行補助装置						5 _{メートル} 以上 (5 _{メートル} 以上)	16 _{メートル} 以上 (7 _{メートル} 以上)		
			自動運行装置									
	普通(中) 普通自動車(最大 積載量が2トンを超 えるもの又は乗車 定員が11人以上の ものに限り、上欄に 掲げるものを除く。)	分解整備	原動機	5 _{メートル} 以上	10 _{メートル} 以上	12平方 _{メートル} 以上	5 _{メートル} 以上	10 _{メートル} 以上			3.5 _{メートル} 以上	8 _{メートル} 以上
			動力伝達 装 置	5 _{メートル} 以上	9 _{メートル} 以上	7平方 _{メートル} 以上	5 _{メートル} 以上	9 _{メートル} 以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
		連結装置	3.5 _{メートル} 以上	9.5 _{メートル} 以上	7平方 _{メートル} 以上	3.5 _{メートル} 以上	9.5 _{メートル} 以上					
		電子制御 装置整備	運行補助装置						3 _{メートル} 以上 (3 _{メートル} 以上)	13 _{メートル} 以上 (7 _{メートル} 以上)		
			自動運行装置									
	大型特殊 自動車	分解整備	原動機	5 _{メートル} 以上	10 _{メートル} 以上	12平方 _{メートル} 以上	5 _{メートル} 以上	10 _{メートル} 以上			3.5 _{メートル} 以上	8 _{メートル} 以上
			動力伝達 装 置	5 _{メートル} 以上	9 _{メートル} 以上	7平方 _{メートル} 以上	5 _{メートル} 以上	9 _{メートル} 以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
	連結装置	3.5 _{メートル} 以上	9.5 _{メートル} 以上	7平方 _{メートル} 以上	3.5 _{メートル} 以上	9.5 _{メートル} 以上						
	普通(小) 普通自動車(貨物の 運送の用に供する もの又は散水自動 車、広告宣伝用自 動車、霊きゆう自 動車その他特種の 用途に供するもの に限り、上二欄に 掲げるものを除く。)	分解整備	原動機	4.5 _{メートル} 以上	8 _{メートル} 以上	10平方 _{メートル} 以上	4.5 _{メートル} 以上	8 _{メートル} 以上			3 _{メートル} 以上	6 _{メートル} 以上
			動力伝達 装 置	4.5 _{メートル} 以上	7 _{メートル} 以上	6平方 _{メートル} 以上	4.5 _{メートル} 以上	7 _{メートル} 以上				
走行装置												
操縦装置												
制動装置												
緩衝装置												
連結装置		3 _{メートル} 以上	7.5 _{メートル} 以上	6平方 _{メートル} 以上	3 _{メートル} 以上	7.5 _{メートル} 以上						
電子制御 装置整備		補助運行装置						2.5 _{メートル} 以上 (2.5 _{メートル} 以上)	7 _{メートル} 以上 (3 _{メートル} 以上)			
	自動運行装置											
普通(乗用) 普通自動車(上三 欄に掲げるものを 除く。)	分解整備	原動機	4 _{メートル} 以上	8 _{メートル} 以上	8平方 _{メートル} 以上	4 _{メートル} 以上	8 _{メートル} 以上			3 _{メートル} 以上	5.5 _{メートル} 以上	
		動力伝達 装 置	4 _{メートル} 以上	6 _{メートル} 以上	5平方 _{メートル} 以上	4 _{メートル} 以上	6 _{メートル} 以上					
		走行装置										
		操縦装置										
		制動装置										
		緩衝装置										
	連結装置	2.8 _{メートル} 以上	6.5 _{メートル} 以上	5平方 _{メートル} 以上	2.8 _{メートル} 以上	6.5 _{メートル} 以上						
	電子制御 装置整備	補助運行装置						2.5 _{メートル} 以上 (2.5 _{メートル} 以上)	6 _{メートル} 以上 (3 _{メートル} 以上)			
		自動運行装置										

別表 1

事業 の 種類	特定整備の種類			屋内作業場の規模の基準					電子制御装置点検整備作業場の基準(括弧内は屋内規模の基準)		車両置場の規模の基準	
	対象とする 自動車の種類	対象とする 整備の 種類	対象とする 装置の種類	車両整備作業場		部品整備 作業場	点検作業場		間口	奥行	間口	奥行
				間口	奥行		間口	奥行				
小 型 自 動 車 特 定 整 備 事 業	小型四輪 四輪の 小型自動車	分解整備	原動機	4 ^{メートル} 以上	8 ^{メートル} 以上	8平方 ^{メートル} 以上	4 ^{メートル} 以上	8 ^{メートル} 以上			3 ^{メートル} 以上	5.5 ^{メートル} 以上
			動力伝達装 置	4 ^{メートル} 以上	6 ^{メートル} 以上	5平方 ^{メートル} 以上	4 ^{メートル} 以上	6 ^{メートル} 以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
			連結装置	2.8 ^{メートル} 以上	6.5 ^{メートル} 以上	5平方 ^{メートル} 以上	2.8 ^{メートル} 以上	6.5 ^{メートル} 以上				
		電子制御 装置整備	補助運行装置						2.5 ^{メートル} 以上 (2.5 ^{メートル} 以上)	6 ^{メートル} 以上 (3 ^{メートル} 以上)		
			自動運行装置									
			小型三輪 三輪の 小型自動車	分解整備	原動機	4 ^{メートル} 以上	8 ^{メートル} 以上	8平方 ^{メートル} 以上	4 ^{メートル} 以上	8 ^{メートル} 以上		
	動力伝達装 置	4 ^{メートル} 以上			6 ^{メートル} 以上	5平方 ^{メートル} 以上	4 ^{メートル} 以上	6 ^{メートル} 以上				
	走行装置											
	操縦装置											
	制動装置											
	緩衝装置											
	連結装置	2.8 ^{メートル} 以上			6.5 ^{メートル} 以上	5平方 ^{メートル} 以上	2.8 ^{メートル} 以上	6.5 ^{メートル} 以上				
	電子制御 装置整備	補助運行装置							2.5 ^{メートル} 以上 (2.5 ^{メートル} 以上)	6 ^{メートル} 以上 (3 ^{メートル} 以上)		
		自動運行装置										
	小型二輪 二輪の 小型自動車	分解整備	原動機	3 ^{メートル} 以上	3.5 ^{メートル} 以上	4平方 ^{メートル} 以上	3 ^{メートル} 以上	3.5 ^{メートル} 以上			2 ^{メートル} 以上	2.5 ^{メートル} 以上
			動力伝達装 置									
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
			連結装置									
軽自動車特定整備事業	軽自動車	分解整備	原動機	3.5 ^{メートル} 以上	5 ^{メートル} 以上	6.5平方 ^{メートル} 以上	3.5 ^{メートル} 以上	5 ^{メートル} 以上			2.5 ^{メートル} 以上	3.5 ^{メートル} 以上
			動力伝達装 置	3.5 ^{メートル} 以上	4.4 ^{メートル} 以上	4.5平方 ^{メートル} 以上	3.5 ^{メートル} 以上	4.4 ^{メートル} 以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
			連結装置	2.5 ^{メートル} 以上	4.7 ^{メートル} 以上	4.5平方 ^{メートル} 以上	2.5 ^{メートル} 以上	4.7 ^{メートル} 以上				
		電子制御 装置整備	補助運行装置						2 ^{メートル} 以上 (2 ^{メートル} 以上)	5.5 ^{メートル} 以上 (4 ^{メートル} 以上)		
			自動運行装置									

備考

二以上の種類の特定整備を行う事業場の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の規模は、該当する特定整備の種類ごとに定められている基準のすべてに適合するものでなければならない。

別表2

対象とする整備の種類		分解整備							電子制御装置整備	
対象とする装置の種類		原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	運行補助装置	自動運行装置
作業機械等										
作業機械	①プレス	●	●	●	●	●	●	●		
	②エア・コンプレッサ	●	●	●	●	●	●	●		
	③チェーン・ブロック	●						●		
	④ジャッキ	●	●	●	●	●	●			
	⑤バイス	●	●	●	●	●	●	●		
	⑥充電器	●								
作業計器	①ノギス	●	●	●	●	●	●	●		
	②トルク・レンチ	●	●	●	●	●	●	●		
	③水準器								●	●
点検計器及び点検装置	①サーキット・テスタ	●	●	●	●	●	●	●		
	②比重計	●								
	③コンプレッション・ゲージ	●								
	④ハンディ・バキューム・ポンプ	●	●		●	●				
	⑤エンジン・タコ・テスタ	●	●		●					
	⑥タイミング・ライト	●								
	⑦シックネス・ゲージ	●	●	●	●	●		●		
	⑧ダイヤル・ゲージ	●	●	●	●	●	●			
	⑨トーイン・ゲージ			●	●		●			
	⑩キャンバ・キャスタ・ゲージ			●	●		●			
	⑪ターニング・ラジアス・ゲージ			●	●		●			
	⑫タイヤ・ゲージ			●						
	⑬検車装置	●	●	●	●	●	●			
	⑭一酸化炭素測定器	●								
	⑮炭化水素測定器	●								
	⑯整備用スキャンツール								●	●
工具	①ホイール・プーラ			●		●				
	②ベアリング・レース・プーラ		●	●		●				
	③グリース・ガン又はシャシ・ルブリケーター	●	●	●	●	●	●	●		
	④部品洗浄槽	●	●	●	●	●	●	●		

小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、①プレス、③チェーン・ブロック、④ジャッキを除く。

1. 普通自動車特定整備事業で対象とする自動車がカタピラを有する大型特殊自動車であるものにあつては、⑨トーイン・ゲージ、⑩キャンバ・キャスタ・ゲージ、⑪ターニング・ラジアス・ゲージ、⑫タイヤ・ゲージを除く。

2. 小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が三輪の小型自動車であるものにあつては、⑨トーイン・ゲージ、⑩キャンバ・キャスタ・ゲージ、⑪ターニング・ラジアス・ゲージを除く。
二輪の小型自動車にあつては、⑨トーイン・ゲージ、⑩キャンバ・キャスタ・ゲージ、⑪ターニング・ラジアス・ゲージ、⑬検車装置を除く。

3. ガソリン及び液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあつては、⑥タイミング・ライト、⑭一酸化炭素測定器、⑮炭化水素測定器を除く。
内燃機関の点検を行わない事業場にあつては、③コンプレッション・ゲージ、⑥タイミング・ライト、⑭一酸化炭素測定器、⑮炭化水素測定器を除く。

小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、①ホイール・プーラ、②ベアリング・レース・プーラを除く。

作 業 機 械

①プレス	②エア・コンプレッサ
油圧等を用いて材料を脱着する時に使用する。 	圧縮空気を作り各種作業に使用する。 
能力が2ト以上のもので、油圧式又は手動式のもの。	出力180w以上の動力により空気圧5kg/㎡以上の圧縮空気を作ることができるもので、15リットル以上のタンク付きのもの。
③チェーン・ブロック	④ジャッキ
歯車を組み合わせチェーンを引いて、小さな力で重量物を上げる作業に使用する。 	ハンドルを作動して、小さな力で重量物を押し上げる時に使用する。 
対象とする自動車は小型自動車の場合は、吊上げ能力は500kg以上、その他の場合は1ト以上のもの。なお、エンジンハンガ、ベビークレーンも可とする。	ガレージ・ジャッキ、エア・リフト等であって、対象とする自動車は普通自動車（大型・中型・小型）又は大型特殊自動車の場合は、押上能力5ト以上、その他の場合は、押上能力1ト以上のもの。
⑤バイス	⑥充電器
工作物をはさみ各種作業に使用する。 	バッテリーの充電作業に使用する。 
口金の幅75mm以上のもの。	急速充電器を含む。

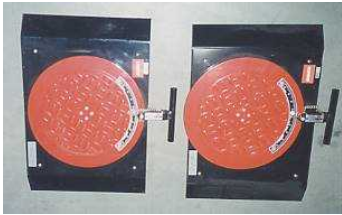
作業計器

①ノギス	②トルク・レンチ
内外側又は深さなどの測定に使用する。 	示度を見ながら、あるいは所用のトルクにセットしボルト等の締め付け時に使用する。 
最大測定値150mm以上で、単位目盛は副尺利用で0.05mm(1/20mm)以下のもの。	対象とする自動車のエンジンのクランク軸が分割式の場合は、シリンダ・ヘッド・ボルト及びクランク・ピン締め付けトルクの測定が可能なもの。その他の場合は、シリンダ・ヘッド・ボルト、コンロッド大端ボルト及びクランク軸軸受けの締め付けボルトの締め付けトルクの測定ができるもの。

点検計器 及び 点検装置

①サーキット・テスタ	②比重計
油圧等を用いて材料を脱着する時に使用する。 	圧縮空気を作り各種作業に使用する。 
自動車等の電気回路をチェックできるもの。	蓄電池の電解液の比重測定用のもので、電解液吸出し用のスポイトの中に比重計が入っているもの。このスポイトは対象とする自動車の蓄電池電解液の容量に応じたものであること。
③コンプレッション・ゲージ	④ハンディ・バキューム・ポンプ
シリンダ内の圧縮状態の測定やピストンリングの摩耗、バルブ調整の適否をチェックするときに使用する。 	エンジン負圧で作動するキャブレタ、ディストリビュータ、EGRバルブなどあらゆるバキューム作動機構をチェックするときに使用する。 
対象とする自動車の原動機がガソリン・エンジンの場合は、ガソリン・エンジン用のものを、ディーゼル・エンジンの場合は、ディーゼル・エンジン用のもの。	エンジン負荷で作動するキャブレター、ディストリビュータ、EGRバルブなどあらゆるバキューム作動機構をチェックできるもの。
⑤エンジン・タコ・テスタ	⑥タイミング・ライト
エンジンの回転数を計測する。 	エンジンの点火時期を点検するときに使用する。 
エンジンの回転数を計測できるもの。	エンジンの点火時期を点検できるもの。

点検計器 及び 点検装置

⑦シックネス・ゲージ	⑧ダイヤル・ゲージ
すき間を測定するときに使用する。  リーフの長さ75mm以上で、リーフの種類が8以上組合わせられたもの。	測定子の微細な動きをダイヤル面に拡大して読みとる構造で、シャフトの曲り、振れ、平面の良否を測定するときに使用する。  足廻りのガタ等が測定できるスタンド付きのもの。
⑨トーイン・ゲージ※	⑩キャンバ・キャスト・ゲージ※
左右の車輪に当てトーイン量を測定するときに使用する。  スタンド式のものであって、対象とする自動車のトーインが測定できるもの。	ホイールハブ面にマグネットで取付け、ターニング・ラジラス・ゲージと併用し、キャンバ、キャストのそれぞれの角度を測定するときに使用する。  対象とする自動車のキャンバ、キャストのそれぞれの角度が測定できるもの。
⑪ターニング・ラジラス・ゲージ※	※ホイール・アライメント・テスト
かじ取り角度及び最大切り角度を測定するときに使用する。  対象とする自動車のかじ取り角度及び最大切り角度が測定できるもの。	トーイン、キャンバ・キャスト等それぞれが測定可能な『ホイール・アライメント・テスト』も可とする。

点検計器 及び 点検装置

⑫タイヤ・ゲージ

タイヤの空気圧を測定するときに使用する。



対象とする自動車のタイヤ空気圧が測定できるもの。

⑬検車装置

自動車の点検作業を行うときに使用する。



ピット、検車台、オート・リフト、エア・リフト等であってガレージ・ジャッキは含まない。

⑭一酸化炭素測定器

排気ガス中に含まれる一酸化炭素の濃度を測定するときに使用する。



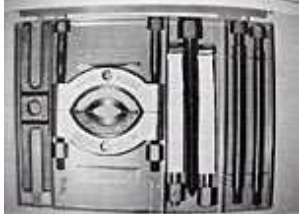
⑮炭化水素測定器

排気ガス中に含まれる炭化水素の濃度を測定するときに使用する。



(社)日本自動車機械工具協会又は(一社)自動車整備振興会が行う有効な校正を受けたもの。

工 具

①ホイール・プーラ	②ベアリング・レース・プーラ
ドラムを外すときに使用する。 	ベアリング及びアウトレース等の抜取りに使用する。 
対象とする自動車のドラムを外すことができるもの。	対象とする自動車のホイール・ベアリング・レースを抜くことができるもの。
③グリース・ガン 又は シャシ・ルブリケーター	④部品洗浄槽
手動式あるいは動力式によりグリースを押込むポンプ。 	部品を洗浄するときに使用する。 
吐出圧100kg/cm²以上のレバー式グリース・ガン又はシャシ・ルブリケーター。	対象とする自動車が二輪自動車の場合は、縦400mm、横500mm、深さ150mm以上の洗浄槽。その他の場合は、縦500mm、横700mm、深さ150mm以上の洗浄槽で、いずれも台付きのもの又は自動車部品の洗浄装置。

[illegible]

[illegible]

 詳しい手続き方法等については、管轄の運輸支局までご相談ください。

中国運輸局ホームページ

<http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/>



海事に関する事務を除く
(九州運輸局管轄)

中国運輸局

広島運輸支局

呉海事事務所

尾道海事事務所

岡山自動車
検査登録事務所

因島海事事務所

水島海事事務所

岡山運輸支局
(本庁舎)

鳥取運輸支局
(本庁舎)

鳥根運輸支局

鳥取運輸支局
(境庁舎)

山口運輸支局
(本庁舎)

山口運輸支局
(徳山庁舎)

お問い合わせ先

住 所

電 話 番 号

広島運輸支局

〒733-0036
広島県広島市西区観音新町
4丁目13-13-2

082-233-9169

鳥取運輸支局
(本庁舎)

〒680-0006
鳥取県鳥取市丸山町224番地

0857-22-4110

鳥根運輸支局

〒690-0024
鳥根県松江市馬潟町43番地3

0852-37-2138

岡山運輸支局
(本庁舎)

〒701-1133
岡山県岡山市北区富吉5301番5

086-286-8155

山口運輸支局
(本庁舎)

〒753-0812
山口県山口市宝町1番8号

083-922-5398